

事業税の控除について

地域局から「消防団活動協力事業所等に係る認定通知書」を受け取った後の事業税の控除についての手続きは以下のとおりです。

1 税額控除額の算出（「事業税不均一課税計算書」参照）

ア 法人の場合

不均一課税額は、次の(ア)により算定します。

ただし、(イ)により算定した額から(ア)により算定した額を控除した額が 100 万円を超える場合は、(イ)により算定した額から 100 万円を控除した金額になります。

(ア) 静岡県税賦課徴収条例（昭和 47 年静岡県条例第 8 号。以下「税賦課徴収条例」という。）附則第 17 項若しくは第 18 項の規定又は第 19 項の規定を適用して計算した金額からその 2 分の 1 に相当する金額（通常の税率に 2 分の 1 を乗じて得た率で算定した税額）

(イ) 税賦課徴収条例附則第 17 項若しくは第 18 項の規定又は第 19 項の規定を適用して計算した金額（通常の税率で算定した税額）

イ 個人の場合

不均一課税額は、次の(ア)により算定します。

ただし、(イ)により算定した額から(ア)により算定した額を控除した額が 100 万円を超える場合は、(イ)により算定した額から 100 万円を控除した金額になります。

(ア) 法第 72 条の 49 の 17 第 1 項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額からその 2 分の 1 に相当する金額（通常の税率に 2 分の 1 を乗じて得た率で算定した税額）

(イ) 法第 72 条の 49 の 17 第 1 項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（通常の税率で算定した税額）

2 申告書の記載

ア 法人の場合

法人は、法第 72 条の 25 及び第 72 条の 28 の規定により事業税を申告納付する場合の申告書（確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（省令様式第 6 号））の 27 欄（県税で使用しない欄）に不均一課税適用前の税額と適用後の税額の差額を記載し、29～33、40 欄には不均一課税適用前の額を記載し、46 欄には 43 - 44 - 45 - 27 の額を記載してください。

イ 個人の場合

特段の手続きは不要です。（財務事務所において計算し、控除後の納税通知書を発送します。）

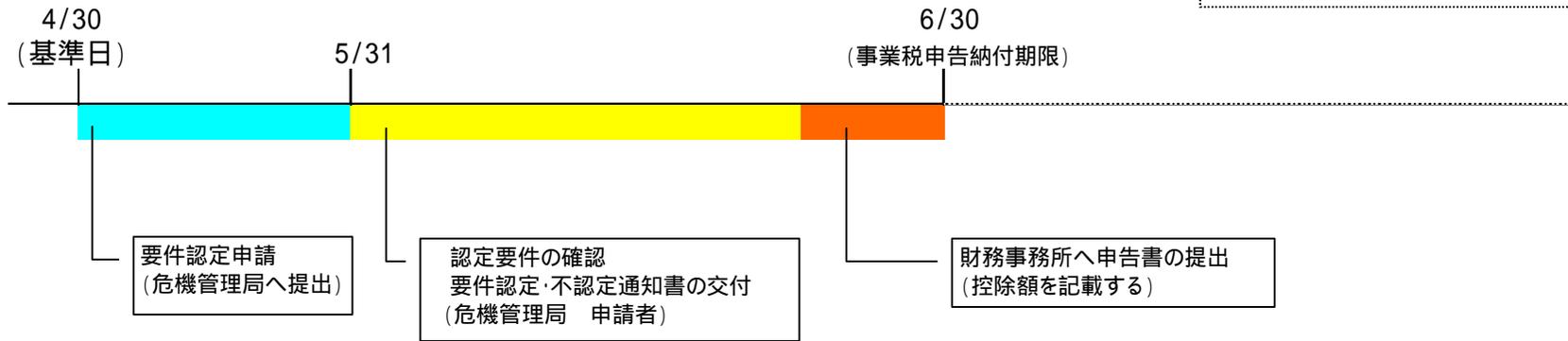
（注）協力事業所等の認定については毎年度、申請を行う必要があります。

申告の期限

静岡県の取扱い(最短の場合)

【4月決算法人の場合】

名称等変更
H30.3.31 まで 「危機管理局」
H30.4.1 以降 「地域局」



【個人の場合】

